

# VI 使用料等

使用  
料等



## 1. 汚水排水量及び使用料調定額

(単位 : m<sup>3</sup>、円 (消費税抜き))

項目 年度	汚水排水量	調定額
令和 2 年度	33,342,293	5,084,185,634
令和 3 年度	33,538,473	5,121,283,874
令和 4 年度	33,647,987	5,158,259,181
令和 5 年度	33,718,396	5,179,888,328
令和 6 年度	34,204,428	5,286,334,727
（月別内訳）		
4月	2,964,095	449,534,078
5月	2,615,375	410,750,302
6月	3,028,574	458,895,449
7月	2,715,989	432,546,192
8月	3,029,299	459,442,810
9月	2,733,439	434,320,538
10月	2,998,287	456,144,388
11月	2,680,947	424,999,904
12月	3,011,917	455,258,433
1月	2,743,044	429,382,361
2月	3,115,144	470,419,593
3月	2,568,318	404,640,679

※汚水排水量は使用料算定上の使用水量のこと

使用料等

## 2. 使用料段階別汚水排水量（令和6年度）

用 途	水 量 区 分	使用料の従量単価 (1月につき、円/m <sup>3</sup> )	汚水排水量 (m <sup>3</sup> )	構成比 (%)
一般汚水	基本水量 (10m <sup>3</sup> まで)	1,008 (基本料金)	16,253,103	47.5
	超過水量 第1段 (10m <sup>3</sup> 超～30m <sup>3</sup> )	153	9,264,974	27.1
	第2段 (30m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> )	177	897,530	2.6
	第3段 (50m <sup>3</sup> 超～100m <sup>3</sup> )	199	870,623	2.5
	第4段 (100m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> )	221	2,304,166	6.7
	第5段 (500m <sup>3</sup> 超～1000m <sup>3</sup> )	246	901,743	2.6
	第6段 (1000m <sup>3</sup> 超)	270	3,213,178	9.4
更正・隨時		-	△ 38,163	△ 0.1
計			33,667,154	98.4
公衆浴場汚水及び温泉水汚水		18	537,274	1.6
合 計			34,204,428	100.0

【更正】漏水等により、検針時の水量から增量及び減量を行った水量

【隨時】使用中止等により、2カ月に1度の定例検針とは別の日に検針を行った際の水量

### 3. 用途別標準分類における汚水排水量及び使用料調定額

(単位 : m<sup>3</sup>、円 (消費税抜き))

分類		年 度	令和5年度	令和6年度	(%)	
生活用水	一般家庭用	水量	24,997,015	25,154,671	73.5	
		調定額	3,365,761,469	3,387,584,659	64.1	
業務・営業用水	官公署用	水量	968,876	1,009,333	3.0	
		調定額	230,301,735	242,531,036	4.6	
	学校用	水量	632,883	642,521	1.9	
		調定額	139,024,225	141,714,072	2.7	
	病院用	水量	1,255,250	1,298,775	3.8	
		調定額	290,994,308	303,089,626	5.7	
	事務所用	水量	599,396	597,989	1.7	
		調定額	111,830,922	111,539,280	2.1	
	営業用	水量	4,170,045	4,312,716	12.6	
		調定額	755,944,591	788,571,997	14.9	
	計	水量	7,626,450	7,861,334	23.0	
		調定額	1,528,095,781	1,587,446,011	30.0	
工場用水	工場用	水量	1,094,931	1,188,423	3.5	
		調定額	286,031,078	311,304,057	5.9	
その他	その他	水量	0	0	0.0	
		調定額	0	0	0.0	
合 計		水量	33,718,396	34,204,428	100.0	
		調定額	5,179,888,328	5,286,334,727	100.0	

使用  
料  
等

【厚生労働省 用途別標準分類表】

大分類	中分類	小分類	摘要
生活用水	一般家庭用	家用	家事専用 (一般住宅、共同住宅、供用栓) のもの
		家用兼営業用	家事専用のほか一般商店等営業用を兼ねるもの (店舗付き住宅等)
業務・営業用水	官公署用	官公署用	学校、病院、工場を除く国、地方公共団体等の機関
		公衆用	公衆便所、公衆水飲み栓、噴水等
		その他	官公署以外の非営利的施設で他の用途分類に属さないもの
	学校用	学校用	学校、幼稚園、各種専門学校等
	病院用	病院用	病院、産院、診療所等
	事務所用	事務所用	会社、その他法人、団体、個人の事務に使用されるもの
	営業用	営業用	ホテル、旅館、百貨店、スーパー、一般営業用で住居を別にするもの、飲食店、結婚式場、サウナ、バス・タクシー会社の洗車用等、劇場、娯楽場等
		公衆浴場	
工場用水	工場用	工場用	
その他	その他	その他	船舶給水、他水道への分水等 水道事業用水、水道メーター不感水量等

## 4. 受益者負担金の調定状況

年度	当初調定		一括調定		隨時調定		計	
	件数	調定額（円）	件数	調定額（円）	件数	調定額（円）	件数	調定額（円）
令和2年度	1,545	45,617,986	330	34,361,400	20	4,489,859	1,895	84,469,245
令和3年度	1,302	41,761,942	366	35,351,170	30	5,165,002	1,698	82,278,114
令和4年度	1,277	41,247,084	348	39,270,720	25	3,825,162	1,650	84,342,966
令和5年度	1,288	38,781,845	361	33,992,882	16	3,601,249	1,665	76,375,976
令和6年度	1,747	51,726,790	565	62,136,610	33	18,846,965	2,345	132,710,365

※受益者負担金は、5年20期（1年4期）で請求。一括納付も可。

【当初調定】賦課決定（5年20期）に基づいて、当年度中に請求を行うもの（4期分を1件として計算）

【一括調定】翌年度以降請求するものに対して、当年度中に収納があったもの

【隨時調定】公共ますの設置を自費で行った際にかかる受益者負担金（全額一括納付分）